

〔資料〕

日本における税制の所得再分配効果

——厚生労働省『所得再分配調査』の検討——

梅原英治

(目次)

はじめに——『21世紀の資本』と税制の所得再分配機能——

1. 『所得再分配調査』における「税による所得再分配効果」の検討
2. 「税による所得再分配効果」の試算とその結果

はじめに——『21世紀の資本』と税制の所得再分配機能——

フランスの経済学者トマ・ピケティ（パリ経済学校教授）の『21世紀の資本』¹⁾が世界中で話題を呼んでいる。

賛否両論様々に論じられているが、私は、資本と資産の混同などの問題を含むにせよ、同書が税務統計を基礎とした過去3世紀にわたる膨大なデータを整理して、20カ国以上（主要にはフランス、イギリス、アメリカ）における経済格差の歴史的動態を分析し、資本主義経済の下では資本収益率(r)が経済成長率(g)より高く($r > g$)、資本所有者が得る所得は一般の所得を上回るため、国民の間の所得と富の格差が拡大する歴史的傾向があり、自動的に是正されるものでないことを実証したこと、そしてこれまでの定説であるサイモン・クズネツ（1971年ノーベル経済学賞受賞者）の「逆U字型仮説」（経済発展の初期には格差が拡大するが、その後は経済成長につれて格差が縮小するという議論で、横軸に経済発展度（1人当たり所得）、縦軸に不平等度をとると、中心が盛り上がった逆U字の曲線が描かれる）²⁾をくつがえしたことは重要な貢献である、と評価している。

ところで、同書の特徴の1つは、税制による所得再分配機能を重視していることである。税制による所得再分配機能とは、累進所得税などにより高所得者には重く課税し、低所得者には軽く課税または免税することを通じて、資本主義経済の下で分配された所得や資産の格差（貧富の格差）の拡がりを是正することをいう。

* 本学経済学部教授

1) Thomas Piketty, *Le capital au XXI^e siècle*, Paris: Seuil, 2013. (トマ・ピケティ『21世紀の資本』山形浩生・守岡桜・森本正史訳, みすず書房, 2014年)

2) Simon Kuznets, *Shares of Upper Income Groups in Income and Savings*, Cambridge, MA: National Bureau of Economic Research, 1953, and “Economic growth and income inequality”, *American Economic Review*, 45, 1955.

ピケティは、累進所得税を「課税における20世紀の大イノベーション」、累進相続税を「第2に主要な税制イノベーション」と呼び³⁾、1980年代以降における経済格差の拡大が所得税や相続税の最高税率の引き下げによるものであると指摘し、「すべての先進国を見ると、1980年から現在までの最高限界所得税率の低下規模は、トップ百分位が国民所得に占めるシェアの同時期における増加幅と密接に関係していることがわかる。具体的には、この2つの現象は完璧な相関を見せている⁴⁾と述べている。そして「21世紀のグローバル化した世襲資本主義を規制する」ため、「20世紀に発明された社会国家と累進所得税という2つの根源的な制度」が「将来的にも中心的な役割を果たさねばならない」としたうえで、「グローバル化金融資本主義に対するコントロールを取り戻すためには」、さらに「資本に対する世界的な累進課税」と「きわめて高水準の国際金融の透明性」の組み合わせが必要だと提案している⁵⁾。

ピケティが指摘する通り、日本でも1980年代以降、所得税や相続税の最高税率が引き下げられ、それが経済格差拡大の重要な原因となっている。また、逆進負担の消費税が増税されており、税制の所得再分配機能は低下してきている。2017年4月に消費税率がさらに引き上げられれば、税制の所得再分配機能は一層後退する。

ところが、税制による所得再分配効果が1980年代以降、どの程度低下してきているかについては、十分明らかにされているとはいえない。そこで、本稿では、厚生労働省の『所得再分配調査』を素材にして、税制による所得再分配効果の低下を具体的に示すことにしたい。

以下、第1節で『所得再分配調査』における「税による所得再分配効果」を検討した上で、第2節で同調査のデータを利用して「税による所得再分配効果」を試算し、その結果を提示する。

1. 『所得再分配調査』における「税による所得再分配効果」の検討

(1) 厚生労働省『所得再分配調査』とその限界

政府（厚生省、2001年より厚生労働省）による全国的な所得再分配調査は、1962年から開始された。当初は5年ごとに行われていたが、1972年以降は3年ごとに行われるようになり、公表されている最新のもの（16回目）は2011年調査で、2013年10月11日に報告書が出されている⁶⁾。

2011年報告書は厚生労働省のホームページに掲載されているが、1981年調査以降の報告書（1999年以降はエクセル・データも）は政府統計の総合窓口（e-stat）から入手できるので、本稿でもそれを使っている。なお、報告書のタイトル、担当者などには変更がある（表1）。

3) Thomas Piketty, *Le capital au XXI^e siècle*, pp. 793-794. (邦訳, 514ページ。)

4) *Id.*, p. 823. (同上, 532ページ。)

5) *Id.*, p. 835. (同上, 539ページ。)

6) 第17回目の2014年調査（2014年7月）が終了しているが、報告書の発表時期は未定である。

表1 厚生労働省『所得再分配調査』の推移

調査年	担当者	表題
1981	厚生省大臣官房政策課調査室	昭和56年所得再分配調査結果概要
1984	厚生省大臣官房政策課調査室	昭和59年所得再分配調査結果
1987	厚生省大臣官房政策課調査室	昭和62年所得再分配調査結果
1990	厚生省大臣官房政策課調査室	平成2年所得再分配調査結果
1993	厚生省大臣官房政策課調査室	平成5年所得再分配調査結果
1996	厚生省大臣官房政策課調査室	平成8年所得再分配調査結果
1999	厚生労働省政策統括官付政策評価官室	平成11年所得再分配調査結果
2002	厚生労働省政策統括官付政策評価官室	平成14年所得再分配調査報告書
2005	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）	平成17年所得再分配調査報告書
2008	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）	平成20年所得再分配調査報告書
2011	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）	平成23年所得再分配調査報告書

（出所）政府統計の総合窓口（e-stat）より作成。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001024668>

『所得再分配調査』は、「社会保障制度における給付と負担，租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし，社会保障施策の浸透状況，影響度を調査し，今後における施策立案の基礎資料を得ることを目的としている」⁷⁾と説明されている。厚生労働省の資料であるから，社会保障施策のための「基礎資料」とされるものだが，「租税制度における負担」も取り上げている。

もっとも、『所得再分配調査』が対象とする税は，「直接税のうち所得税，住民税，固定資産税（事業上のものを除く。）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く。）」⁸⁾であり，所得税と住民税は所得再分配機能を担うが（もっとも，住民税は税源移譲によって2007年から比例税率になったため，所得再分配機能は大幅に低下したが，所得控除による間接的累進の構造は残っている），固定資産税や自動車税，軽自動車税は応益課税であり，所得再分配機能を担うものではない（資産保有税としての機能はある）。また，逆進負担の消費税など間接税が扱われていないので，所得再分配の調査としての「租税制度における負担」の取り上げ方には問題が多く，限界があることに留意が必要である。

（2）『所得再分配調査』における「税による再分配効果」

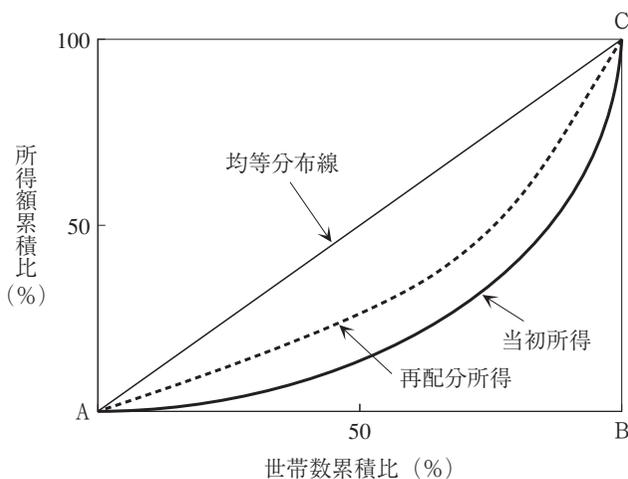
所得の不平等度を表す指標としては，「ジニ係数」がよく使われる。『所得再分配調査』でもジニ係数を計算して，所得分配の状況と，社会保障と税を通じた「所得再分配による所得格差是正効果」とを示している。

ジニ係数の求め方について，『所得再分配調査』は，「まず，世帯（又は世帯員）を所得

7) 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成23年所得再分配調査報告書』2013年，1ページ。

8) 同上。

図1 ローレンツ曲線



(出所) 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)『平成23年所得再分配調査報告書』2013年, 5ページ, 図2。

の低い順に並べて、世帯数(又は人数)の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとってグラフを書く(この曲線をローレンツ曲線という)。全世帯の所得が同一であれば、ローレンツ曲線は原点を通る傾斜45度の直線に一致する。これを均等分布線という。逆に、所得が不均等でバラツキが大きければ大きいほどローレンツ曲線は均等分布線から遠ざかる。仮に、1世帯が所得を独占し、他の世帯の所得がゼロである完全不均等の場合には、ローレンツ曲線はABC線になる(図2 [本稿では図1……梅原]参照)。ジニ係数は、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれる弓形の面積が均等分布線より下の三角形部分の面積に対する比率をいい、0から1までの値をとる。0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいということになる⁹⁾と説明している。これはジニ係数についての通常の説明であり、とくに目新しいところはない。

2011年報告書でも、こうしたジニ係数を計算して、その結果を表にまとめ(表2)、以下の3点を指摘している。

① 「今回調査では当初所得のジニ係数0.5536に対して、再分配所得のジニ係数は0.3791となり、所得再分配によって所得の均等化が進んでいる。所得再分配によるジニ係数の改善度¹⁰⁾は、31.5%で過去最高になっている。」

② 「ジニ係数の変化を時系列で見ると、当初所得では調査を重ねるごとに大きくなっているが、再分配所得では変化が上下しており、今回は前回に比べて0.0033ポイント上昇している。」「なお、当初所得で見た所得格差の拡大としては、世帯主の高齢化や世帯の小

9) 同上, 5ページ。

10) ジニ係数の改善度は以下の式による(同上, 6ページ)。

$$\text{ジニ係数の改善度 (\%)} = \frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$$

表2 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（2011年報告書）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料	可処分所得 (②-税金)	再分配所得 (③+現物給付)	再分配による 改善度	社会保障 による改善度	税による 改善度
	①	②	③	④	※1	※2	※3
1999	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
2002	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
2005	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
2008	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
2011	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5

（出所）厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成23年所得再分配調査報告書』2013年，6ページ，表2。

※1 再分配による改善度 = $1 - ④ / ①$

※2 社会保障による改善度 = $1 - ② / ① \times ④ / ③$

※3 税による改善度 = $1 - ③ / ②$

注：1999年の現物給付は医療のみであり，2002年以降については医療，介護，保育である。

規模化などの要因が考えられる。」

③ 「ジニ係数の改善度から社会保障によるものを取り出したところ，28.3%となり，税を含めた全体の改善度と余り変わらない。また，前回の26.6%と比べると大きくなっている。このように，年金を始めとする社会保障制度により，当初所得での格差の広がり，所得再分配により大幅に抑制されていることが分かる。」¹¹⁾

このうち，②の「なお」書きにおいて，当初所得の格差の拡大が「世帯主の高齢化や世帯の小規模化など」によるものであるという指摘，すなわち，格差の拡大は人口構成の変化（人口の高齢化や単身世帯の増加）に伴う現象であるという記述については，いわゆる「格差論争」¹²⁾の中心論点であるが，ここでは立ち入らない（注12を参照されたい）。

11) 同上，5ページ。

12) 1998年に橋木俊詔『日本の経済格差——所得と資産から考える——』（岩波書店）が出版され，日本の当初所得のジニが上昇しており，諸外国と比べても所得分配の不平等度が高く，戦後日本の「平等神話」，「一億総中流」社会は崩壊したと論じたことに対し，大竹文雄氏らが，ジニ係数の上昇は人口構成の変化（高齢者や単身者の増加）による現象，すなわち「見かけ上の問題」であって，経済格差が拡大しているとは言いがたいと批判した（大竹文雄『日本の不平等——格差社会の幻想と未来——』日本経済新聞社，2005年）。これに橋木氏が反論するなど（橋木俊詔『格差社会——何が問題なのか——』岩波書店，2006年），両者以外の論者も加わり，議論はいまも続いている。これを「格差論争」あるいは「中流崩壊論争」「橋木・大竹論争」などと呼んでいる。

とりわけ橋木氏の著書は注目と関心と呼び，これを契機に所得・資産の格差拡大，階層間移動の閉鎖性の高まりをはじめ，「教育格差」「学歴格差」「健康格差」「医療格差」「結婚格差」「希望格差」などの社会的格差の存在と拡大が論じられるようになった。様々な格差については，二宮厚美『格差社会の克服』（山吹書店，2007年）が整理している。

私は，ジニ係数の上昇について，人口高齢化に伴う部分も大きいとはいえ，そこには貧困高齢者の増加も含まれるし，単身者の増加については低所得労働者（とくに非正規労働者）の増加を伴うものであるので，「見かけ上の問題」という理解は正しくないと考えている。

報告書は、所得再分配効果が過去最高となり、とくに年金など社会保障制度の役割が大きいと述べている。社会保障政策の主管庁であるから、これは自画自賛ということになるが、税の役割については、「税を含めた全体の改善度と余り変わらない」と曖昧な書き方をしている（下線は梅原）。

しかし、表2を見れば、「税を含めた全体の改善度」は31.5%であるから、社会保障による改善度28.3%とは3.2%ポイントの差がある。社会保障の改善度については、前回調査より1.7%ポイント増えていることを、報告書では「前回の26.6%とくらべると大きくなっている」（下線は梅原）と書いているので、1.7%ポイントより大きい3.2%ポイントを「余り変わらない」と書くのは不当であろう。また、前回調査との比較でも、「税を含めた改善度」は29.3%から2.2%ポイント増えており、社会保障の改善度の1.7%ポイントの増加より大きいだが、それについては触れていない。報告書は「税を含めた」動きを無視ないし軽視する傾向があるようだ。

いずれにせよ、表2を見ると、「税による改善度」が1999年2.9%から2011年4.5%へ拡大しており、税制の所得再分配効果は1999年以降、拡大傾向にあるということになる。これは、税制の所得再分配機能が低下しているという我々の実感とは異なるものである。いったい、どういうことなのだろうか。

（3）2つの「税による改善度」

ところで、過去の『所得再分配調査』を調べると、表2に示される「税による改善度」とは別のものが登場する。例えば、2002年報告書では「税による再分配所得」の改善度は表3のようになっている。

表3を見ると、「税による再分配所得」の改善度は表2より小さく、しかも傾向的に低下しており、2002年には0.8%にまで下がっている。これは表2とはまったく逆のことを示している。

なお、表2の数値は2005年報告書では1993年までの数字が載っており（表4）、表3の数値は1981年までの報告書によって1967年まで遡ることができる（表5）。

そこで、表4と表5を比較しながら、税による改善度について詳しく述べると、以下のことが指摘できる。

なお、2002年調査報告書までの改善度を「改善度①」、2005年調査報告書以降の改善度を「改善度②」と呼び、両者をグラフで表すと図2のようになる。

なお、政府（内閣府）は、2006年1月19日、「経済的格差の動向」と題する資料を発表し、「所得格差は統計上は緩やかな拡大を示しているが、これは主に高齢化と世帯規模の縮小の影響による」ものであり、「生活の程度に関して中流と考える割合は、過去10年間、ほとんど変化していない」と大竹氏と同様の立場を採っている（内閣府「経済的格差の動向①～④」『月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料』2006年1月19日、<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei-s/0601.pdf>）。

当時の小泉純一郎首相は、国会答弁の中で、「格差はどここの社会にもあり、格差が出るのが悪いとは思わない」、「成功者をねたんだり、能力ある者の足を引っ張ったりする風潮を慎まないと社会は発展しない」と述べ、格差拡大を容認する姿勢を示した（2006年2月1日参議院予算委員会）。

表3 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（2002年報告書）

調査年	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得－税金)		社会保障による再分配所得（当初所得＋ 現物給付＋社会保障給付金－社会保険料）	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 (%) (A-B)/A	ジニ係数 (C)	改善度 (%) (A-C)/A	ジニ係数 (D)	改善度 (%) (A-D)/A
1990	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
1993	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
1996	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
1999	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
2002	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

（出所）厚生労働省政策統括官付政策評価官室『平成14年所得再分配調査報告書』2004年，6ページ，表2。

注：1999年以前の現物給付は医療のみであり，2002年については，医療，介護，保育を含む。

表4 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（2005，2011年報告書）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①＋社会保障給付金 －社会保険料 ②	可処分所得 (②－税金) ③	再分配所得 (③＋現物給付) ④	再分配による 改善度 ※1	社会保障による 改善度 ※2	税による 改善度 ※3
1993	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0	12.7	5.0
1996	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3	15.2	3.6
1999	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
2002	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
2005	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
2008	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
2011	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5

（出所）1993，1996年は，厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成17年所得再分配調査報告書』2007年，6ページ，表2，1999年以降は表2と同じ。

※1 再分配による改善度＝ $1 - ④ / ①$

※2 社会保障による改善度＝ $1 - ② / ① \times ④ / ③$

※3 税による改善度＝ $1 - ③ / ②$

注：1999年以前の現物給付は医療のみであり，2002年以降については医療，介護，保育である。

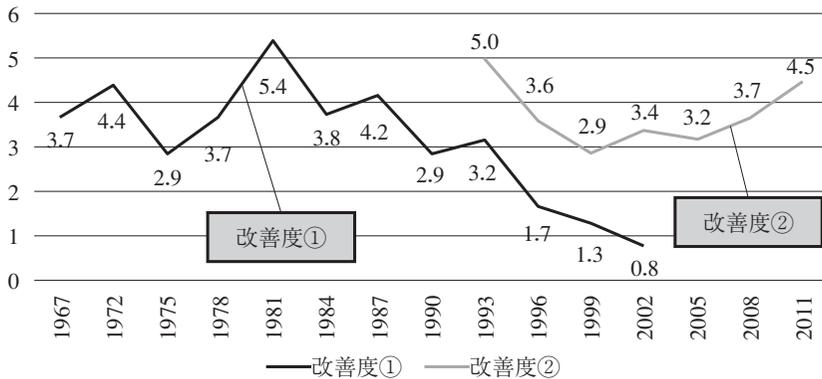
表5 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（1981～2002年報告書）

調査年	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得－税金)		社会保障による再分配所得（当初所得＋ 現物給付＋社会保障給付金－社会保険料）	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 (%) (A-B)/A	ジニ係数 (C)	改善度 (%) (A-C)/A	ジニ係数 (D)	改善度 (%) (A-D)/A
1962	0.3904	0.3442	11.8	—	—	—	—
1967	0.3749	0.3276	12.6	0.3611	3.7	0.3423	8.7
1972	0.3538	0.3136	11.4	0.3384	4.4	0.3338	5.7
1975	0.3747	0.3455	7.8	0.3638	2.9	0.3577	4.5
1978	0.3652	0.3381	7.4	0.3517	3.7	0.3608	1.2
1981	0.3491	0.3143	10.0	0.3301	5.4	0.3317	5.0
1984	0.3975	0.3426	13.8	0.3824	3.8	0.3584	9.8
1987	0.4049	0.3382	16.5	0.3879	4.2	0.3564	12.0
1990	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
1993	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
1996	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
1999	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
2002	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

（出所）

- 1962～81年は，厚生省大臣官房政策課調査室『昭和56年所得再分配調査結果概要』。
- 1983～1996年は，同『昭和59年（～平成8年）所得再分配調査結果』。
- 1999年は，厚生労働省政策統括官付政策評価室『平成11年所得再分配調査結果』。
- 2002年は，同『平成14年所得再分配調査報告書』。

図2 税による所得再分配効果の推移 (%)



第1は、改善度の大きさが異なることである。両改善度で最も新しい年次である2002年で比べると、改善度①（表5または表3）では0.8%であるのに対し、改善度②（表4または表2）では3.4%と4倍以上も大きくなっている。

第2は、改善度の動きが異なることである。改善度②の推移を見ると、1993年の5.0%から1999年の2.9%まで低下するが、2002年以降は上昇傾向にあり、2011年には4.5%とボトムの1999年から1.6%ポイント大きくなっている。それに対し、改善度①は、1967年3.7%から1972年4.4%へ上昇、1975年に2.9%と減少した後、1981年5.4%まで上昇する。その後は傾向的に低下し、2002年0.8%まで下がっている。改善度②では、1999年以降上昇するのに対し、改善度①の方は1999年から2002年までさらに低下している。つまり、改善度①では税制による所得再分配効果は縮小しているのに対し、改善度②では拡大していることになる。

第3は、両改善度を比べられる1993年から2002年までにおける低下幅が異なることである。改善度②では、1993年5.0%から2002年3.4%へ、1.6%ポイントの低下幅であるのに対し、改善度①では1993年3.2%から2002年0.8%へ2.4%ポイントも低下している、もっとも、1999年までで見れば、改善度②は5.0%から2.9%へ2.1%ポイントの低下、改善度①は3.2%から1.3%へ1.9%ポイントの低下となり、改善度②の方の低下幅の方が大きくなる。

このように、2002年報告書までの改善度①と2005年報告書以降の改善度②とでは「税による改善度」の大きさも、動きも変わっており、最近の報告書で用いられる改善度②では改善度が大きく、しかも傾向的に上昇しているのである。

(4) 「税による改善度」の計算方法の変更とその問題点

なぜこのようなことが起こってしまったのか。その原因は、「税による改善度」の計算方法が2005年報告書から変更されたためである。

2002年調査までの報告書では、「税による改善度」（改善度①）は当初所得をベースに計算されていた。すなわち、当初所得のジニ係数と「当初所得－税金」のジニ係数を比べることで改善度を計算していた。改善度①の計算式は(1)式で示される。

$$\text{改善度①（％）} = \left(1 - \frac{\text{（当初所得－税金）のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \right) \times 100 \quad (1)$$

ところが、2005年報告書（改善度②）では、当初所得ではなく、当初所得に社会保障給付金を加え社会保険料を引いた金額をベースに計算することとされた。すなわち、「当初所得＋社会保障給付金－社会保険料」のジニ係数と「当初所得＋社会保障給付金－社会保険料－税金」のジニ係数を比べて改善度を計算することになった。改善度②の計算式は(2)式で表される。

$$\text{改善度②} = \left(1 - \frac{\text{（当初所得＋社会保障給付金－社会保険料－税金）のジニ係数}}{\text{（当初所得＋社会保障給付金－社会保険料）のジニ係数}} \right) \times 100 \quad (2)$$

なお、『所得再分配調査』における社会保険料とは「医療保険、年金保険、介護保険及び雇用保険制度による保険料（事業主負担を除く）」のことであり、また社会保障給付金、すなわち「年金、その他の社会保障給付」とは「各制度の給付金品」のことで、「各制度の給付金品」には「厚生年金保険、船員保険、国民年金（福祉年金を含む。）、恩給、各種共済組合、児童手当・子ども手当等、雇用保険、生活保護及びその他法令に基づくものなど」が該当する¹³⁾。

要するに、2005年報告書以降の「税による改善度」（改善度②）では、社会保障給付金と社会保険料というファクターを介在させて計算されており、当初所得に対する税の再分配効果ではなくなったのである。

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）は、計算方法の変更理由として、①「人口の高齢化に伴い課税対象となる給付を受ける者が増加していること」、②「平成17年から年金課税の見直しが行われることになったこと」を挙げている¹⁴⁾。

②の「平成17年からの年金課税の見直し」とは、(ア) 65歳以上の者に対する公的年金等控除の上乗せ措置（定額控除50万円）を廃止し、65歳未満の者と同額の50万円とすること、(イ) 老年者控除（50万円）の廃止、(ウ) 65歳以上の者に対する公的年金等控除の最低保障額（70万円）を老齢特別加算50万円を加えて120万円とすること、を指す¹⁵⁾。

しかし、このような計算方法の変更には問題がある。例えば、社会保障給付金には、生活保護の給付金をはじめ、雇用保険・健康保険・国民健康保険の給付金など非課税のものが多くある。「税による改善度」を計算するのに、非課税のものが多く社会保障給付金を含めるのは疑問である。

また、「課税対象となる給付を受ける者が増加している」というが、例えば公的年金に

13) 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成23年所得再分配調査報告書』前掲、1ページ。

14) 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成17年所得再分配調査報告書』2007年、22ページ。

15) 年金課税の沿革については、宮本十至子「年金と課税方式について——公的年金等の課税を中心に——」『税大ジャーナル』第15号、2010年10月、参照。老年者控除の廃止については、牧昌子『老年者控除廃止と医療保険制度改革』文理閣、2012年、参照。

ついで見れば、年給収入から公的年金等控除を引き、さらに所得控除（基礎控除や配偶者控除、社会保険料控除など）を引いて計算するので、課税対象となる部分は多くない。

国税庁の税務統計（2013年分）をみると、源泉所得税の課税対象となる公的年金等の支払総額は47兆3400億11百万円、それに対する源泉徴収税額は4116億65百万円であった¹⁶⁾。公的年金等にかかる源泉徴収税率は、①「扶養親族等申告書」を提出した場合5.105%、②「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合10.21%に分かれる。源泉徴収税額4116億65百万円が、すべて①が適用された結果であるとする、課税対象となった公的年金等の額は8兆639億57百万円となり、すべて②が適用された結果だとすると4兆319億78百万円となる。年金課税の対象となる公的年金等は、①では支払総額の17.0%、②では8.5%である。現実はその中間にあるとすると、12~13%のために計算方法を変更するのは疑問となる。ましてや、所得再分配調査の対象は年金受給者だけではない。

このようにみると、改善度②のように、「当初所得+社会保障給付金-社会保険料」をベースに計算するのは、「税による再分配効果」に余計な要素を入り込んでしまうことになり、適切でない。

厚生労働省が2005年報告書から改善度の計算方法を変更したのは、ジニ係数を計算する際、低所得層において「当初所得-税金」がマイナスになるのを避けようということなのであろう。ただ、その際、いわゆる「格差論争」の中で、改善度①の数字が低く、税制による所得再分配機能の低下について批判を受けてきたため¹⁷⁾、改善度①の数値の引き上げを狙った面もないとは言い切れまい。それこそ「見かけ上」の引き上げとなる。

いずれにせよ、2002年報告書までの計算方法（改善度①）の方が「税による改善度」をストレートに表示できるし、過去の数字との連続性も保持できるので、望ましい。とはいえ、改善度①の数字は2005年報告書から掲載されなくなり、数字の連続性も断たれてしまった。

そこで、本稿では、2002年調査報告書までの計算方法によって「税による改善度」（改善度①）を試算して、かかる状況を埋め合わせることにしたい。

16) 国税庁長官官房企画課『税務統計——3. 源泉所得税——（平成25年分）』9ページ（国税庁のホームページ http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/gensen2013/pdf/h25_03_gensen.pdf）。

17) 橋木俊詔氏は、1998年の『日本の経済格差』では、1995年報告書までの数値をみて、「租税による再分配係数はほぼ安定的に推移しているのに対し、社会保障による再分配係数は上昇傾向にある。これは、租税による所得再分配効果が年々弱くなっており、逆に社会保障による再分配効果が年々強まる傾向にあること意味する」と指摘されていたが（前掲『日本の経済格差』118ページ）、2006年の『格差社会——何が問題なのか——』では、2002年報告書までの税による改善度を取り上げ、「日本では税制による所得再分配効果は、近年になって急速に小さくなってきている……。もともと日本においては、税制による再分配効果はそれほど大きくありませんでした。にもかかわらず、さらに小さくなっているのです。すでに述べたように、税の累進度が急速に低下したことによる影響が、ここでもうかがえます」と述べられている（前掲『格差社会——何が問題——』192ページ）。

2. 従来方法による「税による所得再分配効果」の試算とその結果

(1) 使用データ

基礎データとして、『所得再分配調査』に掲載されている「当初所得階級別所得再分配状況」(1999年報告書までは「当初所得階級別一世帯当たり平均金額等」)を用いる。以下では、2011年報告書(「統計表」表2)を例に述べていく。

この表では、世帯数や世帯人員数、当初所得など20項目が当初所得の最下位(50万円未満)から最上位(1000万円以上)まで21階級に分けて整理されている¹⁸⁾。本稿では、当初所得をベースにした「税による所得再分配効果」を計算するので、世帯数、当初所得(1世帯当たり平均額)、税金(同)の3項目のデータを用いる。

(2) 試算の方法

上記のデータを用いて、当初所得のジニ係数と「当初所得－税金」のジニ係数を試算し、前述の(1)式に代入して税による改善度(改善度①)を算出する。

ジニ係数(G)の定義は、(3)式で示される¹⁹⁾。

$$G=1-\sum(X_i-X_{i-1})(Y_i+Y_{i-1}) \quad (3)$$

ただし、 X_i :累積世帯比率、 Y_i :累積所得比率、 $i=0, 1, \dots, n$

計算の手順は以下の通り(表6)。

- ① 世帯数の当初所得階級別の比率、累積比率を計算する(表6のA)。
- ② 当初所得(1世帯当たり平均額)に世帯数を乗じて、各階級別の当初所得総額を求めた上で、その比率、累積比率を計算する(表6のB)。
- ③ 当初所得(1世帯当たり平均額)から税金(同)を引いた金額に世帯数を乗じて、各階級別の「当初所得－税金」の総額を求めた上で、その比率、累積比率を計算する(表6のC, D)。
- ④ ①②から当初所得のジニ係数、①③から「当初所得－税金」のジニ係数を計算する。前者は0.5573、後者は0.5555となる。
- ⑤ 当初所得のジニ係数と「当初所得－税金」のジニ係数を(1)式に代入して、税による改善度を求める。改善度は0.311%となる。

(3) 「税による改善度」の試算の結果——税による改善度の低下

以上の計算を1981年分から行った。その結果をまとめたのが表7、税の改善度(改善度①)をグラフにしたのが図3である。

18) 当初所得階級の区分は変更されており、1981年報告書では40万円未満から1000万円以上の17階級、1984～2002年報告書では50万円未満から1000万円以上の16階級、2005年以降の報告書では50万円未満から1000万円以上の21階級。

19) 白砂提津耶『例題で学ぶ初歩からの計量経済学(第2版)』日本評論社、2007年、60～61ページ。

表6 従来方法による税による所得再分配効果(改善度①)の試算(2011年)

当初所得階級	A. 世帯数			B. 当初所得			C. 税金			D. 当初所得-税金				
	①	①の比率	①の累積比率	1世帯平均 ②	総額 ①×②=③	③の比率	③の累積比率	(X _t -X _{t-1})× (Y _t +Y _{t-1})	1世帯平均 ④	1世帯平均 ②-④=⑤	総額 ①×⑤=⑥	⑥の比率	⑥の累積比率	(X _t -X _{t-1})× (Y _t +Y _{t-1})
総数	5,021	1.0000		405	2,031,999	1.0000			47	358	1,795,510	1.0000		
50万円未満	1,249	0.2488	0.2488	6	7,244	0.0036	0.0036	0.0009	9	-3	-3,997	-0.0022	-0.0022	-0.0006
50～100	306	0.0609	0.3097	75	22,889	0.0113	0.0148	0.0011	11	64	19,584	0.0109	0.0087	0.0004
100～150	305	0.0607	0.3704	121	36,966	0.0182	0.0330	0.0029	12	109	33,367	0.0186	0.0273	0.0022
150～200	280	0.0558	0.4262	174	48,580	0.0239	0.0569	0.0050	16	158	44,100	0.0246	0.0518	0.0044
200～250	244	0.0486	0.4748	222	54,241	0.0267	0.0836	0.0068	19	203	49,605	0.0276	0.0795	0.0064
250～300	223	0.0444	0.5192	271	60,433	0.0297	0.1134	0.0087	21	250	55,683	0.0310	0.1105	0.0084
300～350	221	0.0440	0.5632	322	71,118	0.0350	0.1484	0.0115	24	298	65,814	0.0367	0.1471	0.0113
350～400	212	0.0422	0.6055	373	79,034	0.0389	0.1873	0.0142	30	343	72,716	0.0405	0.1876	0.0141
400～450	190	0.0378	0.6433	420	79,838	0.0393	0.2265	0.0157	31	389	73,967	0.0412	0.2288	0.0158
450～500	189	0.0376	0.6809	473	89,321	0.0440	0.2705	0.0187	40	433	81,856	0.0456	0.2744	0.0189
500～550	148	0.0295	0.7104	523	77,463	0.0381	0.3086	0.0171	42	481	71,247	0.0397	0.3141	0.0173
550～600	138	0.0275	0.7379	573	79,033	0.0389	0.3475	0.0180	43	529	73,043	0.0407	0.3548	0.0184
600～650	152	0.0303	0.7682	621	94,453	0.0465	0.3940	0.0224	55	567	86,123	0.0480	0.4027	0.0229
650～700	133	0.0265	0.7947	674	89,629	0.0441	0.4381	0.0220	62	612	81,369	0.0453	0.4481	0.0225
700～750	122	0.0243	0.8190	722	88,121	0.0434	0.4815	0.0223	68	654	79,800	0.0444	0.4925	0.0229
750～800	107	0.0213	0.8403	773	82,679	0.0407	0.5222	0.0214	65	707	75,681	0.0422	0.5346	0.0219
800～850	112	0.0223	0.8626	822	92,019	0.0453	0.5675	0.0243	78	744	83,317	0.0464	0.5810	0.0249
850～900	93	0.0185	0.8811	873	81,189	0.0400	0.6074	0.0218	91	783	72,773	0.0405	0.6216	0.0223
900～950	80	0.0159	0.8970	919	73,552	0.0362	0.6436	0.0199	95	825	65,976	0.0367	0.6583	0.0204
950～1,000	64	0.0127	0.9098	974	62,362	0.0307	0.6743	0.0168	113	861	55,130	0.0307	0.6890	0.0172
1,000万円以上	453	0.0902	1.0000	1,461	661,788	0.3257	1.0000	0.1511	228	1,233	558,413	0.3110	1.0000	0.1524
								0.4427						0.4445
								0.5573						0.5555
														0.311%

Σ

Σ

Σ

Σ

Σ

Σ

Σ

Σ

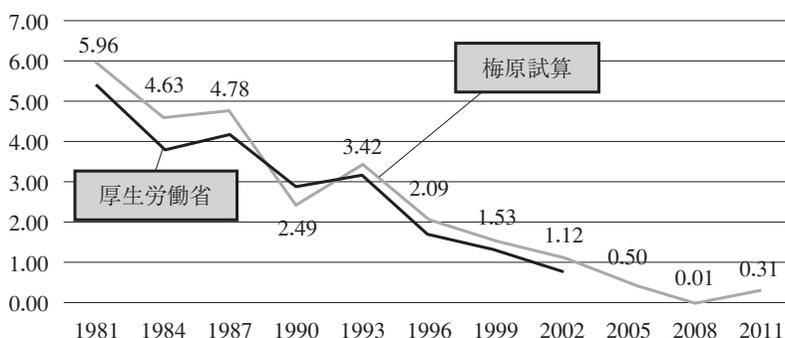
Σ

Σ

表7 税による所得再分配効果（改善度①）

調査年	当初所得 ジニ係数	当初所得－税金 ジニ係数	税の改善度（％）	
			梅原試算	（参考） 厚生労働省
1981	0.3567	0.3355	5.96	5.4
1984	0.4034	0.3847	4.63	3.8
1987	0.4138	0.3941	4.78	4.2
1990	0.4362	0.4254	2.49	2.9
1993	0.4327	0.4179	3.42	3.2
1996	0.4424	0.4332	2.09	1.7
1999	0.4672	0.4601	1.53	1.3
2002	0.4976	0.4920	1.12	0.8
2005	0.5269	0.5243	0.50	—
2008	0.5343	0.5342	0.01	—
2011	0.5573	0.5555	0.31	—

図3 税による所得再分配効果（改善度①，％）



参考として、2002年までの報告書の数字も掲げておいた。本稿の計算結果とは差があるものの、大きくはない。数字の推移はほぼ同じ方向を描いている。

税による改善度（改善度①）は、1981年5.96％から2011年0.31％まで傾向的に低下している。2005年には1％を割り込んで0.5％になり、2008年には0.01％にまで落ち込んだ。いまの日本には、税による所得再分配効果はないに等しい状態だ。

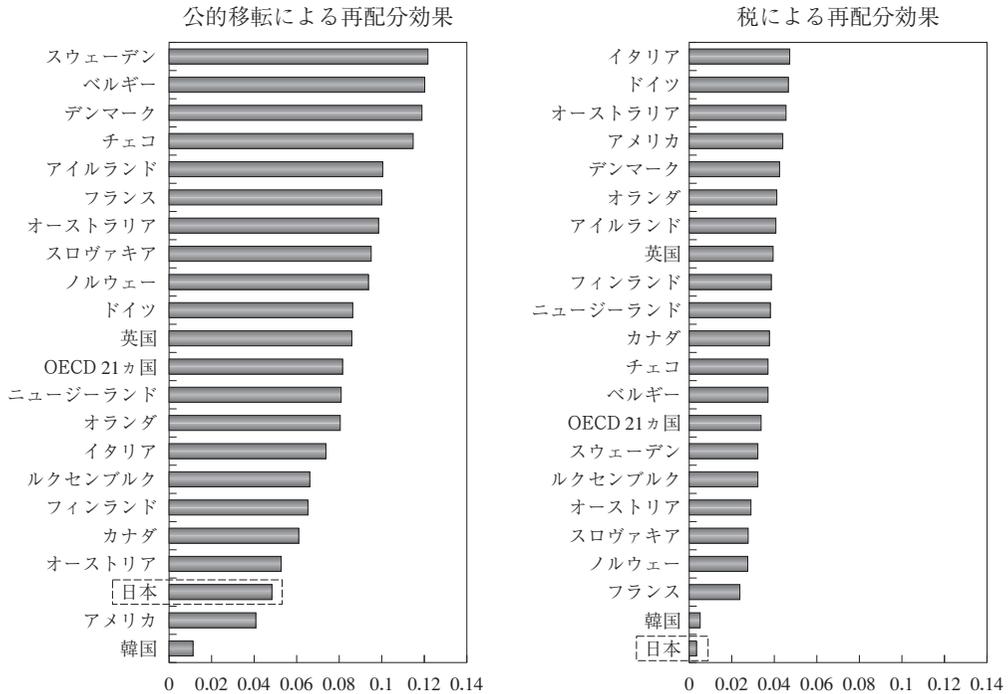
日本の税による再分配効果の低さについては、内閣府『経済財政白書（平成21年度版）』でも指摘されており、「税による再分配効果の大きさを見ると、わが国はOECD加盟国の中で最も小さい。韓国がこれに次ぐが、それ以外の国は効果の相対的に小さい国でも日韓と比べれば遙かに高い水準にある」²⁰⁾と述べているところである（図4参照）。

20) 内閣府『経済財政白書（平成21年度版）』2009年7月、243ページ。

なお、同白書が資料として使っている経済協力開発機構（OECD）『不平等は増大しているか？——OECD諸国における所得分配と貧困——』でいう税、すなわち「家計税（household taxes）」

図4 所得再分配効果の国際比較

我が国の再配分効果は国際的に見ても低い



(備考) 1. OECD “Growing Unequal?” により作成。

2. ここでいう「公的移転」とは、年金を中心とする現金給付にほぼ等しい概念である。

(出所) 内閣府『経済財政白書(平成21年度版)』2009年7月, 243ページ, 第3-2-13図。

もちろん、第1節(1)で指摘したように、『所得再分配調査』における「税金」の取り扱い方には問題もあり、とりわけ消費税を含んでいないことには留意すべきである。逆進負担の消費税を加えれば、税による所得再分配効果ではなく、税による「逆再分配効果」が導き出されるかもしれない。

以上のように、厚生労働省『所得再分配調査』のデータから試算すれば、日本では税による所得再分配機能は1980年代以降、ほぼ一貫して後退してきた。いまや、税制は「逆再分配装置」に転化しつつあるといえるほどだ。これは税制の本来のあり方から逸脱するものである。所得再分配機能の再建は日本税制にとって焦眉の課題となっている。

(終わり)

には個人所得課税以外に社会保険料被用者負担分を含んでおり(OECD, *Growing Unequal?: Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, Paris: OECD Publications, 2008, pp. 98-99), 厚生労働省『所得再分配調査』や本稿のものとは異なることに留意されたい。

関野満夫氏もこのOECD報告書を用いて先進8カ国を比較し、「日本の家計税による再分配効果は0.3%ポイントであり最も低くなっている」、「日本は0.01で家計税の再分配効率性においても最も低い」と指摘されている(関野『福祉国家の財政と所得再分配』高菅出版, 2015年, 24ページ)。